

規定3. 貯蓄預金規定(個人限定)

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (取扱店の範囲)

貯蓄預金(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3. (証券類の受入れ)

(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。

(2)手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3)証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5)証券類の取立のため、とくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. (振込金の受入れ)

(1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。なお、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後)の振込金は、入金の受入れをせず、資金を振込人に返却します。

(2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. (受入証券類の決済、不渡り)

(1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還时限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。

(3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. (預金の払戻し)

(1)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2)前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

(3)前2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係

る仮払いについては、この限りではありません。

7. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

8. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じ。)1,000円以上について付利単位を1円として店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

9. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10. (入金のない口座の解約)

この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。

11. (手数料等)

(1)未利用口座管理手数料

①令和4年4月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。

②未利用口座には、店頭備え付け「各種手数料のご案内」記載の未利用口座管理手数料をいただきます。

③この預金口座が未利用口座になった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻請求書等によらず引き落とします。

④前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。

⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わない場合があります。

⑥解約された口座の再利用はできません。

(2)この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。

12. (規定の変更)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期

を、店頭表示、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、後記「普通預金(無利息型普通預金を含む)、納税準備預金、貯蓄預金共通規定」が適用されるものとします。

以上